

愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の  
促進に関する条例

平成28年12月9日  
条例第32号

(目的)

**第1条** この条例は、愛南町環境基本条例（平成18年愛南町条例第27号）の目的に基づき、愛南町の豊かな自然と町内に豊富に存在する自然エネルギー等の資源を活かした調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、地域の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 愛南町における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、町、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 愛南町における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

(定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する設備（設備を設置する土地を含む。）をいう。
- (2) 発電事業 発電設備を利用し、発電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 発電設備の有無にかかわらず、発電事業を実施しようとする区域をいう。
- (4) 事業者 発電事業を実施するものをいう。
- (5) 地元地区 区域内に事業区域を有する行政区内の自治組織をいう。
- (6) 関係者 事業区域の隣接地又は下流域の地権者その他発電事業を行うことにより影響がある者をいう。
- (7) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物をいう。

(町の責務)

**第4条** 町長は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

2 町長は、地域の活性化を図り、エネルギーの供給源の多様化に資するため必要があると認める場合は、発電事業の推進に協力するものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、関係法令を遵守するほか、事業区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地域の関係者の相互の密接な連携の下行わなければならない。

2 事業者は、発電事業の実施に伴い事故等が発生した場合又は地元地区若しくは関係者と紛争が生じた場合は、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、発電事業に必要な公共施設及び公共的施設を自らの負担と責任において整備するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、発電事業を終了する場合は、事業終了後直ちに発電設備を撤去しなければならない。ただし、撤去の必要がないと町長が認める場合は、この限りでない。

(協力要請区域)

**第6条** 町長は、必要があると認める場合は、次に掲げる区域（以下「協力要請区域」という。）において発電事業を行わないよう協力を求めることができるものとする。ただし、建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。

- (1) 貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有している区域
- (2) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている区域
- (3) 歴史的又は文化的な特色を有している区域
- (4) 農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域
- (5) 愛南町景観条例（平成25年愛南町条例第9号）第8条第1項に規定する景観計画区域
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める区域

(適用を受ける発電事業)

**第7条** この条例の適用を受ける発電事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の法令等の対象となる発電事業等でこの条例の適用が不要であると町長が認めるものは除くものとする。

- (1) 事業区域の土地の合計面積が500平方メートル以上である発電事業（既に完成若しくは施工中のものと一体的に行う場合、既に隣地に他の発電施設が設置されている場合又は排水施設等の関連施設を他の発電事業と共有する場合においては、合計面積が500平方メートル以上となるものを含む。）
- (2) 前号の規定にかかわらず、協力要請区域で行う発電事業

(町への協議等)

**第8条** 事業者は、発電事業を行おうとする場合は町長と協議しなければならない。

- 2 事業者は、発電事業の工事の着手前に町長に届け出て、許可を得なければならない。
- 3 事業者は、前項の許可を得た後でなければ発電事業の工事に着手してはならない。

(地元地区への説明)

**第9条** 事業者は、地元地区に対して発電事業の内容等に係る説明会を開催し、地元地区の代表者である区長の同意を得なければならない。この場合において、地元地区から要望があるときは、関係者に対して同様の説明会を開催し、関係者の同意を得るものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により説明会を開催するときは、事前に町長と協議しなければならない。

(審査)

**第10条** 町長は、第8条第2項の規定による届出があった場合は、審査を実施し、必要に応じて愛南町環境審議会の意見を聴かなければならない。

(審査結果の通知)

**第11条** 町長は、前条の審査の結果、発電事業の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、必要に応じて前項の規定による通知に意見を付すものとする。

(着手等の届出)

**第12条** 事業者は、発電事業の工事の着手、完了、中止又は再開をした場合は、速やかに町長に届け出るとともに、区長へ知らせなければならない。

(完了の確認)

**第13条** 町長は、前条の規定による完了の届出があったときは、確認を行うものとする。  
(指導、助言又は勧告)

**第14条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、指導、助言又は勧告を行うものとする。

- (1) 正当な理由なく第5条の規定を遵守しないとき。
- (2) 正当な理由なく第8条の規定による協議等を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第11条の規定による通知を受ける前に発電事業の工事に着手したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 事業者は、前項の指導、助言又は勧告について、その処理の状況を町長に報告しなければならない。

(公表)

**第15条** 町長は、事業者が正当な理由なく前条第1項の指導、助言又は勧告に応じないときは、その事実を公表するものとする。

(届出事項等の変更)

**第16条** 第8条から第12条までの規定は、町長に届け出た事項を変更する場合について準用する。

(委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(第5条、第14条及び第15条の適用)

2 第5条、第14条及び第15条の規定については、次に定める場合を除き、全ての発電事業に適用する。

(1) 他の法令等に基づく手続を行っている場合

(2) 条例の規定の適用の必要がないと町長が認める場合

**附 則** (平成30年3月9日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年12月14日条例第29号)

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

**附 則** (令和3年6月11日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。